

令和3年9月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年9月6日
武雄市農業委員会

令和3年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年9月6日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時10分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地許可後の事業計画変更承認申請及び 農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第5号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	3件
議案第7号	農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断について	2件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 皆様こんにちは。定刻となりましたので令和3年8月の農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、農業委員全員に出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年9月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。本日は議案第1号から議案第7号までの審議について、協議をお願いいたします。

議事録署名人に、2番 富永委員、12番 古川委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 8月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が、2件提出されています。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は武雄町の田1筆、1496㎡。

申請事由は「自宅に近く耕作しやすいため」で、土地の価格は発生しておりません。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。武雄町の田1筆、970㎡。申請事由は「現在も利用権設定して耕作しており、自作地に隣接して管理がしやすい」といことです。農地の価格は10a当たり60万円となっております。

以上2件、いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しています。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による2件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による2件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

番号1番、土地は武雄町の畑1筆、面積56㎡です。申請事由は、「墓地への進入路を確保するため」とのことで、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。また、議案第3号3番で説明しますが、一般住宅の建築用地として5条申請が出されております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第 2 号について質疑を開始します。何かございましたら、ご意見を伺います。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 1 件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 1 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第 3 号 第 5 条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 8 件提出されております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号についてご説明いたします。3 ページからになります。

番号 1 番、権利の内容は所有権移転、土地は山内町の田 2 筆、面積合計 2665 m²です。「業務拡張に伴う受注の拡大により、現在の資材置場が手狭となり、新たな資材置き場の確保が必要となったため」とのことで申請されております。用途は資材置場で、農振除外済、工事完了時期は令和 3 年 12 月 10 日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号 2 番、権利の内容は所有権移転、土地は北方町の畑 2 筆、面積合計 1238 m²です。「平成 30 年ごろからトラクター置場として利用しており、引き続き農業用倉庫、作業場を設けて利用したい」とのことで申請されております。用途は農業用倉庫、作業場、駐車スペース、藁置場、通路を計画されております。工事完了時期は令和 4 年 3 月 31 日、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書 4 ページをご覧ください。

番号 3 番、権利の内容は所有権移転、土地は武雄町の畑 1 筆、360 m²です。申請事由は「国道沿いで商業施設等充実し、利便性もよく恵まれた環境であ

り、住宅用地として適地と考えたため」で、用途は一般住宅、工事完了時期は令和3年12月、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号4番、権利の内容は所有権移転です。土地は朝日町の田2筆、面積合計491㎡です。「譲渡人は自作での維持管理が困難で、譲受人は住宅用地として適地と判断したため」とのことで、用途は宅地分譲で宅地造成2区画、工事完了時期は令和3年12月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

議案書5ページをご覧ください。

番号5番、権利の内容は所有権移転、土地は若木町の畑1筆、508㎡です。「老朽化による住宅の建替えが必要となるが、現在の宅地は手狭であるため」とのことで、農振除外済、工事完了時期は令和4年5月です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号6番、権利の内容は所有権移転、土地は東川登町の畑1筆、111㎡、宅地との同時利用となります。「現在賃貸アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、一般住宅を建築したい」とのことで申請されております。平成29年5月ごろから駐車場として使用されておりますので、始末書が添付されております。工事完了時期は令和4年3月31日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号7番、権利の内容は所有権移転、土地は西川登町の畑2筆、面積合計328㎡です。申請事由は「自宅の駐車場が不足するため」で、平成15年1月ごろから駐車場として使用されておりますので、始末書が添付されております。用途は駐車場と通路、工事完了時期は令和3年11月30日の予定です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号8番、権利の内容は賃貸借権設定の一時転用で、土地は武雄町の田4筆、1848㎡です。申請事由は「九州新幹線武雄軌道敷設工事におけるクレーン等設置のための作業ヤード、資材置場及び表土仮置場として利用したい。令和3年3月24日付転用許可の延伸申請である」、用途は作業ヤード、資材置場、貸借期間は令和4年3月末までの予定です。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。このうち1番と2番の案件については、8月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の富永委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（2番委員）

令和3年8月26日午後1時30分から、B班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請2件 について審議しました。

まず、議案第3号 申請番号1番の「資材置場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

「大型車が乗り入れることになると思うが、市道の通行に問題はないか」との質疑があり、代理人より「工業団地への通行にも利用されているので問題ないと考えている」という回答がありました。

また、計画について代理人と共に実際に現地で確認をおこなった際に、隣接の農地との境界部分の対応について確認を行い、「農地との境界にはコンクリートブロックを設置し、通路を設ける。通路については、申請地側へ勾配をつけ、雨水排水は農地側へ流れないようにする」との回答がありました。

続いて、議案第3号 申請番号2番の「農業用倉庫」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。「わら置場に利用することのだが、水害で流されるような心配はないか」との質疑があり、申請人より「先日の水害では浸水しなかった。また、出水期には、わらは片づけるため、心配はない」との回答がありました。

以上質疑等ありましたが、申請番号1番及び2番の案件については、調査委員会としては、転用の許可基準から、許可して差し支えないという判断になりました。以上、報告します。

会 長 ありがとうございます。1番と2番の案件について調査委員会の報告が終わりましたが、3番から8番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

会 長 この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

会 長 6番は私のところですので私からですが、親が亡くなって東川登町の実家を一部取り壊して拡張したいとのこと。既にカーポートが設置されており、始末書が添付されています。住宅の増改築でやむをえない状況です。

1番委員 8番は、新幹線関係でなんら問題なしと了承しました。

会 長 他にございませんか？無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— **《議案第4号 農用転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について》** —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について」1件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。
番号1番、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請」で権利の内容は所有権移転です。土地は朝日町の畑1筆、122㎡です。「南側の畑の転用許可により一般住宅を建築予定であったが、冬季は南側住宅の日陰となるため隣接地を利用し、土地利用計画を北西側に変更することで日照条件を改善したい。また、進入路として利用する北側市道の道幅が狭いため、隣接地を利用し進入部分を広く確保したい」と申請されております。工事完了時期は令和4年5月です。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地、「日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断しております。
事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けたいと思いますが、なにかございませんか

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号について質疑を開始します。何かござ

いませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。1ページをご覧ください。「令和3年度第6号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町はございません。

橘町、田、再設定、4件、6筆、12,941㎡。

朝日町、田、新規、1件、1筆、2,816㎡。

若木町はございません。

武内町、田、再設定、1件、1筆、1,688㎡。

東川登町、西川登町、山内町はございません。

北方町、田、新規、1件、2筆、2,475㎡。

再設定、1件、1筆、2,831㎡。

となっております。

3 ページ以降に各町の詳細を記載していますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第 18 条 3 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。それでは議案第 5 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、特に無いようですので、議案第 5 号の質疑をとどめます。議案第 5 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第 5 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第 6 号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号についてご説明いたします。8 ページをご覧ください。
番号 1 番、土地は武内町の畑 696 ㎡です。40 年ほど前に植林されており現在に至っています。非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号 2 番、土地は東川登町の畑 128 ㎡、平成 19 年 2 月 21 日に当時の土地所有者が死亡し、相続人不存在により相続財産管理人から財務省に所有権が移り、所有者死亡から 14 年経過したが農地として耕作されることはなく、隣接する宅地も一体化しており、今後も農地利用されることはない、とのことで事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号 3 番、土地は西川登町の畑 4 筆、面積計 5167 ㎡、平成 10 年ごろ鳥害被害のため植林したとのことで事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

19番委員 2番の案件について、土地の所有者が死亡して財務省に所有権が移ったとありますが、何年かほったらかしたらそういうふうになるのでしょうか。これは、平成19年から14年と書いてありますけど。

事務局 こちらは相続人自体が不存在という場合ですね、相続人が財産を放棄とかされたという場合については、管轄が財務省の土地になるということで、財務省で管理をされているということです。

会 長 他にございませんか。

(なし)

会 長 他に無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 武雄市非農地証明3件については原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断》—————

会 長 次に議案第7号を議題といたします。「農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の説明の前に、農地の定義ということで読み上げさせていただきます。
農地法第2条第1項及び施行令、施行規則では『農地とは、耕作の目的に供される土地をいう。この場合「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいい、「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとするばいつでも耕作できるような土地（休耕地や耕作放棄地等）も含まれる。「採草放牧地」とは、農地以外の土地で耕作または養畜のため採草または家畜の放牧の目的に主として供される土地』というふうに示されております。今回は、この農地法第2条第1項に規定される農地に当てはまるかどうかということを判断してもらうということになります。

では、議案第7号についてご説明いたします。9ページをご覧ください。
番号1番、土地は武雄町の畑1筆21㎡。令和2年の農地パトロールで調査していただき、農地への復元が困難なものとしてB判定がなされたものです。

番号2番、土地は山内町の畑1筆326㎡。平成30年の農地パトロールでB判定がなされたものです。

現況は2件とも山林化している状態です。
以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明がありましたように、皆さんが農地パトロールを行った結果「これはもう農地ではない」とB判定を行った農地について、事務局から所有者に通知を出して、所有者が承諾した分について農業委員会の台帳から抹消しますので、農地には該当しないという判断をすることです。登記簿は農地のままですので、事務局で台帳から外した記録を残しておくということです。

これについて、地元委員さんから補足説明があれば説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 それでは、質疑がありましたら、何かございませんか。

(なし)

会 長 それでは、意見も無いようですので質疑をとどめます。
議案7号の2件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の2件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断することに決しました。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年9月の農業委員会総会を終わります。